

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年10月25日
支出負担行為担当官
気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は既に運用している航空統合気象観測システムの観測装置に、官給する感雨雪センサを取り付けて雪の捕捉率を向上させるものであり、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本システム全体の構造を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 業務名 | 感雨雪センサの取付調整 |
| (2) 業務内容 | 感雨雪センサの取付調整 |
| (3) 履行期限 | 令和6年12月27日（金） |

3 業務目的

航空統合気象観測システムの観測装置の感雨器では、軽い雪や強風時の雪の場合に、風に流されることにより感雨しないため、隠岐空港の感雨器に感雨雪センサを設置して、雪の捕捉率を向上させることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

航空統合気象観測システムが空港及び周辺の気象観測、その気象状態の監視及び観測成果を運航関係機関へ迅速に提供を行うためのシステムであることを十分に理解し、本機器の構造等について詳細な知識及び技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本機器の性能・機能仕様を理解し、航空統合気象観測システム全体として所要の性能を発揮させる技術を要すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口及び体制を持つこと。また、本業務に起因するシステムの不具合が生じた場合には、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

航空気象観測システムの観測装置を製作・改修した実績を有すること。

(7) 情報管理体制に関する要件

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門 3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900（内線 2523）

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和6年10月25日（金）から令和6年11月13日（水）まで（1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和6年11月14日（木）17時まで（1）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

（Email : kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していないなければならない。

(5) 詳細は説明書による。